



# 農業委員会だより

発行 鯖江市農業委員会

〒916-8666

鯖江市西山町13番1号

(市役所農林政策課内)

電話 0778-53-2234

FAX 0778-51-8153

E-mail: SC-Noseisaku@city.sabae.lg.jp

http://www.city.sabae.fukui.jp

# 伝承料理を食べて “ふるさと”を知ろう



## 豊地区の地場野菜で伝承料理体験

2月4日、豊公民館にて、卒業を控えた豊小学校6年生児童が地元の食材を使った伝承料理を体験するイベント「ゆたかつこ チャレンジ座 ふるさと」が開催されました。

このイベントは、豊公民館と地域住民によるボランティアグループ「豊シニアエージクラブ」が主催し、昔から地域で食べられてきた伝承料理を通じて、児童たちにふるさとの良さや、食の大切さを知ってもらうことを目的に毎年行っているものです。

提供された料理は、紅白なますや、麩の辛し和え、呉汁など、最近の家庭では見かける機会の少なくなった料理から、二色おぼろや水ようかんといったデザートまで、全17品が並びました。会場内では、地元のおばちゃんたちの手作りの味におかわりをする姿も見られ、児童らの笑顔があふれていました。



### もくじ

- ふくい園芸カレッジ研修生募集中 ..... 2
- 平成31年度鯖江市の主な農政関係事業(予算)について 3
- 農地法事務の取扱い基準 ..... 4
- 農業者年金のご紹介 ..... 5
- 農地中間管理機構をご活用ください..... 5
- 平成31年度農地賃借料・農作業料金のお知らせ 6
- 農業者のみなさん 農業保険に加入しましょう! 7
- 菜花まつり・農政カレンダー・編集後記 ..... 8





平成31年度

# 「ふくい園芸カレッジ」 研修生募集中!



## 新規就農コース

申込 3月29日(金)まで

### 農業の実践力を養成します

就農をめざす研修生が園芸ハウスや畑を管理し、種まきから、収穫、販売までの実践的な技能研修を実施します。

### これからの農業に必要な知識が習得できます

経営戦略、6次産業化、販売開拓など、経営を発展させていくために必要な知識が習得できるカリキュラムです。

対象者	福井県で新たに園芸部門での新規就農を目指す方
期間	2年間以内
受講料	無料※1
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 研修生が専用の園芸ハウスと畑※2を管理</li> <li>○ 生産から販売まで独立採算で模擬経営</li> <li>○ 技術習得研修、農業機械研修、コミュニケーション研修</li> </ul>

※1 テキスト代、保険料、肥料農業費等は実費ですが、生産物の販売代金は研修生に帰属します。

※2 お一人、園芸用ハウスは1棟(180㎡) および露地畑は10a。(適宜調整)

随時、見学も受け入れております(日時は要調整)

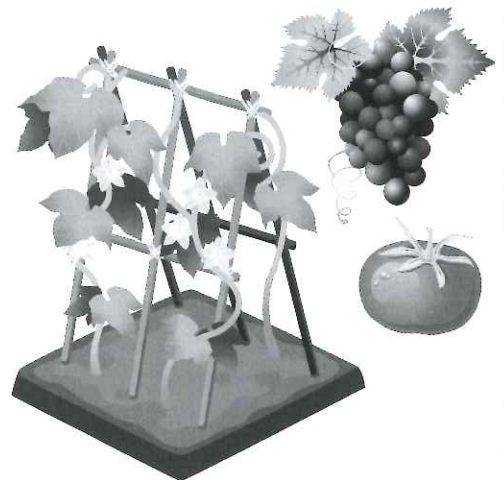
## 地産地消コース

申込 随時

全12回(12,000円)

1日のみ(1,000円/回)

野菜作りの基礎を座学と実習を交えながら学べます。今年はキュウリやメロン、ブドウ、トマトを中心に講座を行います。



【資料請求・問い合わせ】 福井県地域農業課 ☎0776-20-0433

(ふくい園芸カレッジ 所在地 あわら市井江葎50-8)

# 平成31年度鯖江市の主な農政関係事業(予算)について

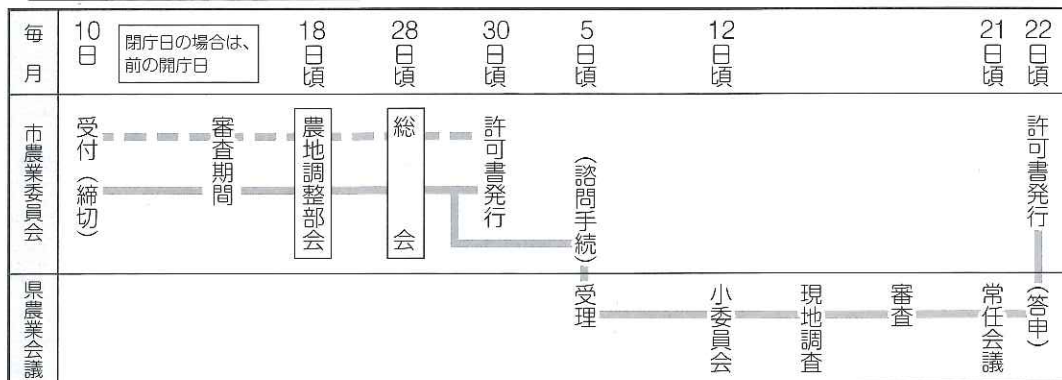
基本方針	事業名	事業概要	事業内容	予算(千円)
担い手育成	ネクストファーマー・経営継承支援事業	新規就農者および経営継承者の就農支援により、担い手育成を図る。	講習会受講料補助 補助率1/2 限度額20千円 条件整備補助 補助率1/2 限度額250千円	750
//	担い手への農地集積推進事業	高齢化等で大量の農業者が急速にリタイアすることが見込まれる中で、集落等での話し合いを通じた合意形成により、中心となる農業経営体への農地集積等を推進する。	集落等での説明会と話し合いの推進 農地集積協力金の交付	6,000
農林産物の生産振興	地域営農再生推進事業	加工用米・麦・大豆・そばの作付、周年作物等の作付、品質の高い大豆に助成し、水稲以外の農産物を振興することで、経営所得安定対策の推進、食糧自給率の向上および特産品の生産を推進し、足腰の強い農業を育てる。	麦・大豆・そばの基幹作付 5,500円/10a 良質大豆助成 3円/kg 加工用米 3,500円/10a 周年作の大豆作付 6,000円/10a // 景観用作物 4,000円/10a // そば作付 2,000円/10a // 特産品作付 10,000円/10a	36,695
//	さばえブランド菜花米支援事業	特別栽培米の作付けを促進するために助成を行ったり、土壌改良資材の購入を補助するなどして、環境にやさしい農業、消費者ニーズにあったおいしい米づくりを推進する。	無農薬・無化学肥料 5,000円/10a 無農薬・減化学肥料(5割削減) 2,500円/10a 減農薬(5割削減)・無化学肥料 2,500円/10a 減農薬(5割削減)・減化学肥料(5割削減) 1,500円/10a 担い手農家の土づくりの資材 1,000円/10a上限	13,920
	さばえ菜花米のブランド化に向けた事業	菜花米食味値アップ試験 200千円 担い手作業効率化支援にかかる経費の助成 1,800千円 さばえ菜花米の土づくり資材購入助成 4,000円/10a上限 さばえ菜花米の圃場の土壌分析 80千円 さばえ菜花米作付助成 5,000円/10a		
	さばえ米品質向上(病害虫対策)支援事業	カメムシ等の一斉防除にかかる経費の助成 2,000千円		
//	さばえエコ農業支援対策事業	化学肥料・化学農薬を5割以上低減し、地球温暖化、生物多様性保全などの環境保全型農業に取り組む農業者団体等への支援により、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の普及拡大を図る。	<農業振興地域内農用地> 取組み内容によって補助単価が異なる。 8,000円/10a 3,000円/10a など	6,770
//	「さばえ野菜」産地育成支援事業	①園芸特産物振興事業 ②地場産園芸ハウス設置支援事業 ③園芸ハウス等機能リフレッシュ支援事業	①園芸作物の品質に応じた出荷助成や生産支援等 ②小規模ハウス等の設置にかかる経費を助成 ③老朽化したハウス等の機能向上にかかる経費を助成	12,145
鯖江ブランドづくり	6次産業化応援事業	鯖江産農産物を使用した加工品の開発や販路開拓に取り組む事業者を支援する。	①鯖江産農作物を使用した加工品開発 上限400千円 ②鯖江産農作物の販路開拓 上限200千円	1,520
食育・地産地消の推進	元気さばえ食育推進事業	市食育推進計画による事業を進めることで、食に関する知識と食を選択する力を習得し、地域の食育を推進する。	さばえの食文化交流事業、ふるさと鯖江の料理を楽しむ会、食と健康・福祉フェア、味覚の授業・うま味の授業等の開催	3,322
市民の憩いの場としての里山環境の保全	鳥獣害のない里づくり推進センター事業	人と生きものふるさとづくりマスタープラン推進事業 里山放牧保全推進事業 さばえのけもの料理提案事業	さばえのけものアカデミー、対策地域の情報交換会等の開催 山ぎわに牛放牧による対策の委託 ジビエ料理を切口とした鳥獣害対策の普及・啓発	6,026
//	有害鳥獣駆除事業	農林業に被害を及ぼす有害鳥獣を駆除する。	有害鳥獣捕獲委託等 電気柵設置への助成	4,690
快適で魅力ある農村づくり	多面的機能支払交付金	地域共同による農地、農業用施設等の資源の日常的な保全管理活動を支援し集落を支える体制の強化を図る。また、農業用施設等をストックマネジメント手法を活用した補修、更新等の長寿命化のための活動および水質や土壌等の高度な保全活動を支援し安定した食料供給に貢献する。	・農地維持支払：53,106千円 田3,000円/10a 畑2,000円/10a ・資源向上支払：28,122千円 田1,800円/10a 畑1,080円/10a ・長寿命化：69,514千円 田4,400円/10a 畑2,000円/10a ・農業用施設保全管理事業：2,200千円 田2,200円/10a	152,942



# 農地法事務の取扱い基準

農地または採草放牧地の権利移動・設定を行う際には農地法第3条（農地または採草放牧地のための権利移動の制限）、農地を転用する際には第4条（農地の転用の制限）、第5条（農地または採草放牧地の転用のための権利移動の制限）の申請に基づく許可申請を行わなければいけません。申請を出してからどのような手順で許可書が発行されるのか見てみましょう。

## 1 許可がおりるまでの流れ（3条の流れは点線、4・5条の流れは実線）



農地法第4・5条許可書発行までの標準日数は3週間です。（一定の要件に該当する場合には5週間となります。）

農地法第3条許可書発行までの標準日数は3週間です。

10日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が締切となります。

※4・5条申請で、申請地が農振農用地や第一種農地の場合、あるいは転用面積がおおむね2,000㎡を超える場合には福井県農業会議の意見を聴取する必要があるため標準日数は5週間となります。

## 2 農地法第4・5条の許可の基準（一般基準と立地基準の両方からの視点で審査します。）

一般基準・・・農地を転用して申請に係る目的を確実に実行できるかどうか。

- 転用行為を行う資金および信用があるかどうか。
- 農地の転用行為の妨げとなる権利者の同意を得ているかどうか。（地役権、仮登記など）
- 許可後に遅滞なく転用計画を実行するかどうか。

立地基準・・・周辺の営農状態に支障を及ぼさないかどうか。

- 転用可能な「第3種農地」であるかどうか。→第3種農地とは……
- ☆上下水道管が埋設されてある道路の沿道で、500m以内に教育施設、医療施設その他の公共施設が存在している地域。
- ☆住宅が連たんしている地域および都市計画法の用途指定区域内。
- ※第3種農地以外の農地であっても転用計画によっては許可がおりる場合もあります。

転用地に公有地が含まれていたり、地役権等が付いていると時間がかかるので早めの対応が必要です。

## 3 農地法第3条の許可の基準（下記の要件を満たしているかどうか審査します。）

- 権利を取得しようとする者が、農業経営に用いる農地のすべてについて効率的に利用して耕作または養畜の事業を行うと認められるか。（全部効率要件）
- 権利取得後の経営面積が50a以上になっているか。（北中山40a、河和田30a）（下限面積要件）
- 権利を取得しようとする者またはその世帯員が農作業に常時従事しているか。（常時従事要件）

## 4 必要な書類・・・申請書提出と同時に必要な書類があります。

### 〈農地法第4・5条〉

- 土地の登記簿謄本、地籍図
- 位置図、付近図、配置図、平面図
- 隣接農地への被害防除概要書
- 資金計画書資金の証明書
- 土地改良の意見書
- その他農業委員会が必要とした書類

### 〈農地法第3条〉

- 土地の登記簿謄本、地籍図
- 位置図、付近図
- 農地等利用計画書
- 3年3作の念書
- 水稻共済加入申告の同意書
- 土地改良の得喪通知書書

転用計画により必要となる書類は異なってきます。転用しようと考えている方は農業委員会にご相談ください。（直通53-2234）





# 農業者年金のご紹介

## あなたの老後は、大丈夫？

あなたの老後の備えは十分でしょうか？  
年金は家族一人ひとりが準備することが大切です！  
農業者年金は、農業者の老後をサポートします。  
農業経営者だけでなく、夫婦や親子でそろって加入することをおすすめします！！

### ○加入できる方は？

- ・ 60歳未満の方
- ・ 国民年金の第1号被保険者の方
- ・ 年間60日以上農業に従事している方

### ○特徴は？

- ① 積立方式で少子高齢化に強い年金です。
- ② 終身年金で80歳までにお亡くなりになった場合、死亡一時金があります。
- ③ 支払った保険料は税務申告の際、全額が社会保険料控除の対象になります。
- ④ 保険料は月2万円から6万7千円の範囲内で、千円単位で選べます。
- ⑤ 認定農業者等の要件を備えた担い手には、国の補助があります。

## 農業者年金から伝えたいこと

- ・ 老後に欠かせないものは、「健康」と「友達」「生きがい」「お金」です。
- ・ 自分の死後、残された家族にお金を残すことも大切ですが、老いて自分に役に立つ年金を持ちましょう。
- ・ 自分の老後は、自分で計画を立てて考えないと、誰も面倒を見てくれません。
- ・ 掛けた保険料を取り戻すことが年金の目的ではありません。老いたときに、安定収入の道を確認しておくことが年金の目的です。
- ・ 現金や貯金は使えば使った分だけ減り続けます。しかし、年金は使っても必ず後から再び振り込まれてくるものです。



## 農地中間管理事業をご活用ください

### 農地中間管理事業とは？

地域で話し合った農地の活用や将来の方針をもとに、担い手へ農地を集積することで、農地の有効利用や農業経営の効率化を進めるため、農地中間管理機構が農地の借り受け、貸し付けを行う制度です。

### 事業の仕組み

公益財団法人農業公社グリーンさばえが、福井県の農地中間管理機構の窓口となり、農地の貸借手続きをおこないます。



農地所有者  
(貸し手)

農地の貸し付け

賃料の支払

### 農業公社

連携 協力

農地中間  
管理機構

農地の貸し付け

賃料の支払



耕作者  
(借り手)

### 貸し手のメリット

- 契約期間が終了した後は、農地は確実にお手元に戻ります。
- 賃料が確実に入ります。
- 機構への貸し付けは、農業者年金制度の経営承継に該当します。

### 借り手のメリット

- 分散した農地を集約して借りられ、効率的な営農が行えます。
- 貸し手が複数いるときも、契約や支払を機構が取りまとめて行います。
- 長期間、安心して耕作ができます。
- 農業機械・施設整備を支援する「経営体育成支援事業」や簡易な土地改良ができる「農地耕作条件改善事業」を受けることができます。

問合せ先 (公財)農業公社グリーンさばえ  
市役所農林政策課内 TEL53-2234

## 平成31年度 農地賃借料のお知らせ

【田(水稻)の部】

平成30年1月から12月までに締結(公告)された農地の賃借借における賃借料(10アール当たり)は、次のとおりです。(単位 円/10a)

地区名	平均額	最高額	最低額
鯖江	14,430	15,300	13,502
新横江	12,597	13,502	9,807
神明	13,284	24,000	7,650
中河	13,971	21,450	6,000
片上	13,507	15,300	6,751
立待	13,410	24,000	9,502
吉川	13,712	15,300	3,960
豊	12,987	15,300	5,168
北中山	13,888	15,300	13,005
河和田	13,299	15,300	9,000
(参考)鯖江市平均	13,407		

備考 賃借料が米で物納の場合、米の価格は平成30年産米の相対取引価格(平成30年9月末)の福井産の玄米60kgの価格を使用しました。また鯖江市の平均額は、データ数による加重平均の値です。

注) 上記のデータには、使用賃借による権利の設定は含まれていません。また、地区ごとの全賃借料データの平均値±(平均値×70%)を超えるものを除いています。

なお、この情報はあくまで1つの「目安」です。土地の広さ、形状、水利等の条件により、当事者間で十分な協議をして賃借料を決定してください。

## 平成31年度 農作業料金の標準額(目安)についてのお知らせ

(単位 円/10a)

作業区分	標準料金(税込み)	適用(追加料金は税抜きで表示)	
水 稲	荒 耕	7,000	
	あぜぬり	4,214	100m当たり
	代かき	8,000	
	田植え	8,600	田植機使用・苗代は含まない。施肥田植機の場合適用。(肥料代別)
	直播(条播)	7,000	施肥田植機(種・肥料代別)
	防 除	1,337	JA作業委託(1回分)(ラジヘリ、薬剤代別)
	稲刈り	16,740	コンバイン使用(※生粃運搬は別途)
	秋おこし	7,000	
大 麦	乾燥・調製	1,360	60kg当たり
	耕起・播種	7,300	施肥・除草剤散布同時作業の場合は、それぞれ10a当たり1,000円増しとなります。
	溝 掘	4,000	ロータリートラクタ使用
	防 除	1,337	JA作業委託(1回分)(ラジヘリ、薬剤代別)
大 豆	収 穫	14,040	団地化されている場合は、10a当たり3,000円引きとなります。
	耕起・播種	7,400	施肥・除草剤散布同時作業の場合は、それぞれ10a当たり1,000円増しとなります。
	溝 掘	4,000	ロータリートラクタ使用
	防 除	1,080	ブームスプレーヤー使用
	収 穫	14,040	
蕎 麦	培 土	4,100	1回の作業につき
	耕起・播種	10,000	
	溝 掘	3,500	
	収 穫	11,880	

備考 農作業標準料金は、1区画30a以上の圃場を想定していますので、小区画、変形田、倒伏田、および山間地帯の場合は、割増となります。1区画30a未満の圃場の場合は標準料金に5~30%加算となります。

農作業機械等の運搬に関する経費は、この作業料金に含まれていないので、委託者と受託者で十分に協議をしてください。



# 農業者のみなさん 農業保険に加入しましょう！

農業経営には様々なリスクがあります



NOSA I には、リスクに対応した農業保険があります！

## 収入保険

様々なリスクをカバーしたい  
農業者にお勧めです！

- 青色申告を行う農業者が対象です。
- 原則、全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけでなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を幅広く補てんします。

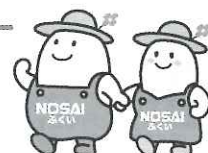
## 農業共済

自然災害リスクをカバーしたい  
農業者にお勧めです！

- 全ての農業者が対象です。
- 農作物（水稻、麦）、畑作物（大豆、そば）、果樹（なし、かき、うめ）、農業ハウスなどが自然災害によって受ける損失を補てんします。

収入保険または農業共済のいずれかを選択することになります。  
農業保険は国の公的保険制度で、保険料(掛金)の国庫補助があります。  
詳しくは、NOSA I 福井へお尋ねください。

NOSA I 福井 (福井県農業共済組合) 〒916-0036 鯖江市横越町18-41-1  
鯖丹グループ ☎ 0778-53-2704 経営支援室 ☎ 0778-53-2701





# 鯖江市の 春の風物詩

市では、ブランド化を進めている「さばえ菜花」を多くの方に「見て」「食べて」「楽しんで」いただき「さばえ菜花米」をPRし消費拡大を図るため、平成22年から毎年4月に「さばえ菜花まつり」を開催し、今年で10回目を迎えます。

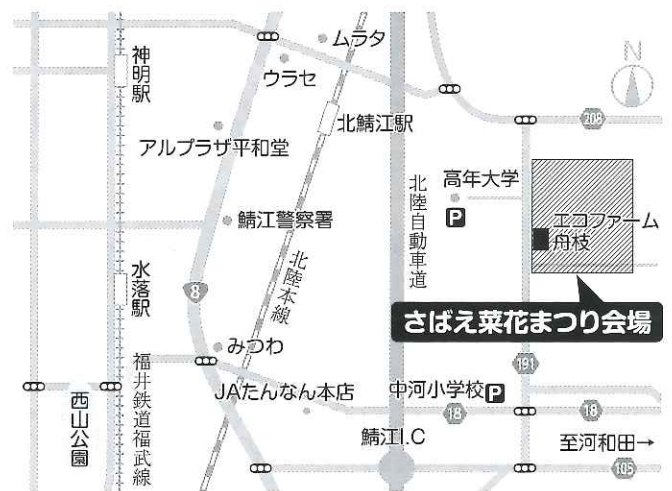
昨年は4/7、8の開催で、残念ながら天候に恵まれず来場者は約8,000人ととどまりましたが、今年は、4月13日(土)、14日(日)の2日間、昨年に引き続き鯖江市舟枝町の(農)エコファーム舟枝周辺を会場として開催します。

(農)エコファーム舟枝では、景観用として「さばえ菜花」を育て、4月中旬～下旬に「さばえ菜花」をすき込みした圃場で田植えをして「さばえ菜花米」を生産しています。

また、当日は菜花摘みなどのイベントや「さばえ菜花」・「さばえ菜花米」の料理やスイーツのお店が多くオープンする予定ですので皆様もこの機会に鯖江市の新しい春の風物詩を味わいにお越しください。



さばえ菜花まつり会場



## 平成31年 農業委員会・農政カレンダー

(日程は予定であり、変更となる場合があります)

- 4月 13・14日 さばえ菜花まつり (舟枝町)
- 26日 農業委員会第4回総会
- 5月 28日 農業委員会第5回総会
- 6月 27日 農業委員会第6回総会
- 7月 31日 農業委員会第7回総会
- 8月 29日 農業委員会第8回総会
- 9月 27日 農業委員会第9回総会

## 編集後記

農業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化や人手の確保、負担の軽減が重要な課題となっています。

こうした課題に対応すべく、国では「スマート農業」の技術開発や実証プロジェクトに力を入れています。

昨年ドラマで注目されたGPSを用いた自動運転の無人トラクターや無人田植機、ドローンによる農薬散布や生育状況の監視、画像分析による病虫害の発見などに加え、圃場への給排水弁の開閉や水位調節まで、既に実用化されている例も見られます。

県内でもこの取り組みに手を挙げている団体が複数あり、近い将来、市内でも無人トラクターや田植機が動き回り、ドローンが飛び回る光景にお目にかかるかもしれません。